

平成二十年五月十九日提出
質問第三九八号

後期高齢者診察料に関する質問主意書

提出者
山井和則

後期高齢者診察料に関する質問主意書

平成二十年五月十六日の衆議院厚生労働委員会において、後期高齢者診察料の選択制について、「将来、誘導や強制になるということはないか」との質問に対し、舛添厚生労働大臣は、「それは全くない。今後とも選択制をとっていきける、かかりつけ医を自分で指定する、しかも包括的な支払ではなくて出来高払いでもやることができる、それは明確にここでも申し上げておきたいと思う」と答弁された。このことについて、以下のとおり質問する。

- 一 後期高齢者診察料の選択制について、今後、誘導や強制になる可能性は一切ないか。
 - 二 現在の後期高齢者医療制度における後期高齢者診察料について、一点当たりの単価十円を、都道府県の判断で下げることが可能か否か。
 - 三 将来、後期高齢者診察料について、一点当たりの単価を下げる可能性はあるのか否か。
- 右質問する。